

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第16項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について

No.	研究機関名	不正年度	不正使用額(円)	不正使用をした人数	不正の内容	研究機関が行った措置	交付制限
1	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	平成29年度	—	1人 (研究活動における不正を行った人数)	盗用  対象者は、厚生労働科学研究費補助金事業に分担研究者として参画していたが、研究代表者を含めて他の分担研究者の許諾を得ず、かつ、適切な引用を示すことなく研究報告書に記載された自身及び共同研究者の研究結果を基に論文を執筆した。  ※所属研究機関による公表 <a href="https://www.ncnp.go.jp/info/detail.php?@uid=Li8UwBRfGxnuLTRY">https://www.ncnp.go.jp/info/detail.php?@uid=Li8UwBRfGxnuLTRY</a>	停職3ヶ月	5年 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)